



「三重県新型インフルエンザ等 対策行動計画」の改定について

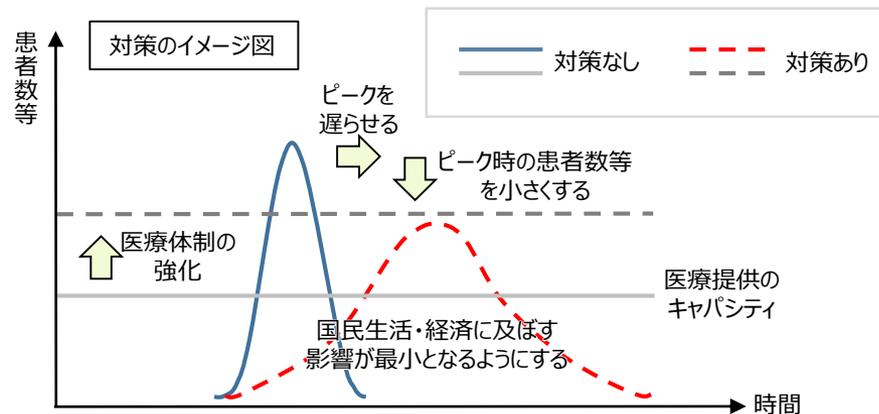
- 1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定について**
2. 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
3. 次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の方向性について



新型インフルエンザ等対策政府行動計画について

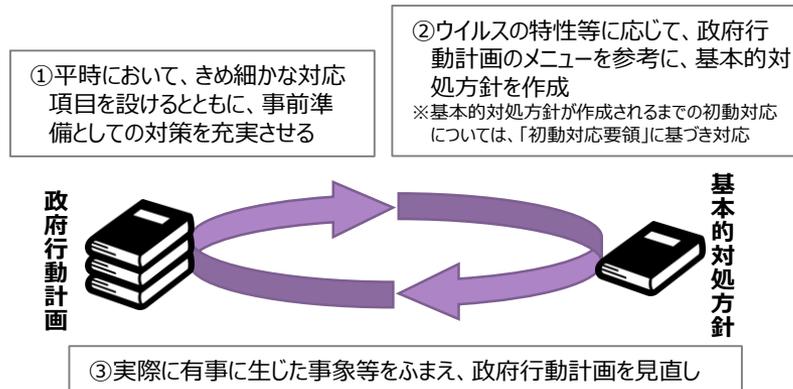
新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

- 【目的】：①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命および健康を保護する。
②国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 【内容】：平時の準備や感染症発生時の**発生段階ごとの対策の内容を具体的に示す**もの。



新型インフルエンザ等対策政府行動計画の位置付け

- 政府行動計画は、想定される有事において適切な対応を行うための**さまざまな対策の選択肢（メニュー）をまとめた計画として位置付け**られる。
- 有事においては、政府行動計画のさまざまな対策の選択肢（メニュー）を参考に、**当該感染症の特性や科学的知見に応じた「基本的対処方針」を速やかに作成**して対応する。
- 当該感染症の対応後は、実際に有事に生じた事象や基本的対処方針に基づき講じた対策を十分に振り返ったうえで、次の感染症危機に備え、政府行動計画を見直す。



改定の経緯

- 平成21（2009）年 新型インフルエンザ（H1N1）の対応を経験
- 平成24（2012）年 新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行
- 平成25（2013）年 同法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定（平成29（2017）年 一部修正）
- 令和2（2020）年～ 新型コロナウイルス感染症の流行
- 令和6（2024）年 新型コロナ対応の経験をふまえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改定（令和6年7月2日閣議決定）**

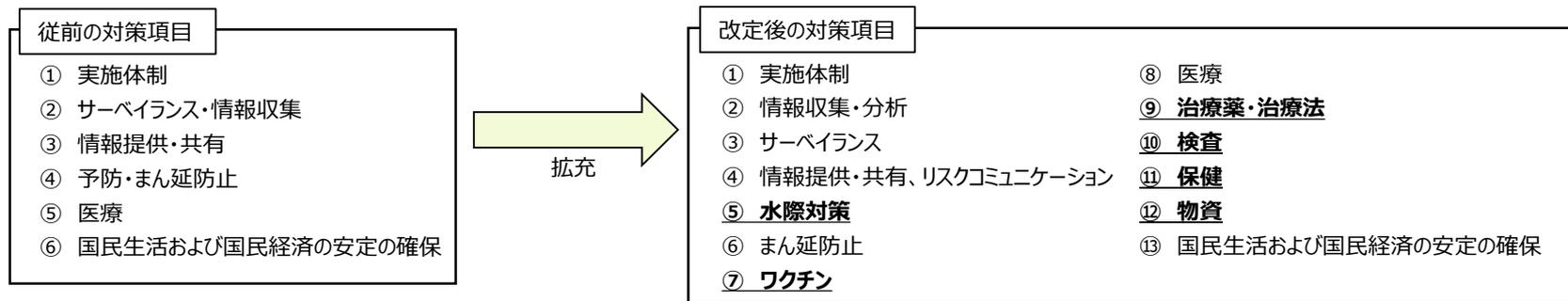
新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント①

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際でもできない」。
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時より実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善。
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立ち上げ**を迅速に行う体制を確保。
- **国と地方公共団体等、JIHS（国立健康危機管理研究機構）と地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築。

2. 対策項目の充実と横断的な視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）の発生段階に分けて記載。
- 6項目だった対策項目を**13項目に拡充**。内容を精緻化。
特に**水際対策や検査、ワクチン**などの項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションのあり方**などを整理。



- 複数の対策項目に共通して考慮すべき5つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化。

- 人材育成・・・**平時から中長期的な視野による**感染症危機管理人材の育成が重要
- 国と地方公共団体との連携・・・感染症法では、**国と地方公共団体との適切な役割分担**が重要
- DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進・・・**DXの推進や技術革新による対応能力の強化**が重要
- 研究開発への支援・・・危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、**ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化**につなげることが重要
- 国際的な連携・・・**感染症危機は国境を越えてグローバルに広がる**ことから、対応に当たっては**国際的な連携が不可欠**

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント②

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理。
- 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等に応じて、感染拡大と社会経済活動のバランスをふまえ、**柔軟かつ機動的に対策を切り替え**。

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**。
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等。

5. 実効性確保のための取組

- 行動計画に沿った取組を推進するとともに、実施状況を**毎年度フォローアップ**※。
※特に検査・医療提供体制の整備、PPE等物資の備蓄状況等は見える化。
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等をふまえ、**おおむね6年ごとに改定**。

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定について
- 2. 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について**
3. 次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の方向性について



三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

- ▶ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」および「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、県においても「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。
- ▶ 令和6年7月の**政府行動計画の改定に伴い、本県においても新型コロナ対応をふまえ、県行動計画を改定する必要**がある。（令和6年度末を目途に実施）
- ▶ なお、県行動計画の改定後は、県内各市町において市町行動計画の改定作業が必要となるほか、指定地方公共機関※においても業務計画の見直しを行うこととなる。



※特措法第2条第8号に定める機関。県内では19機関を指定。

三重県感染症予防計画との関係性

- ▶ 本県における新興感染症対応については、平時・有事ともに、「三重県感染症予防計画」と「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいて実施することとなる。なお、両計画の関係性は以下のとおり。

三重県感染症予防計画 (医療計画(新興感染症の発生・まん延時における医療))	名称	三重県新型インフルエンザ等対策行動計画
感染症の予防のための施策の実施に関する計画	位置づけ	新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画
・感染症全般に係る予防やまん延防止のための 施策 ・新興感染症等に係る医療提供体制の構築のための 施策	主な記載内容	・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方 ・実施体制、医療など、 各対策項目における発生段階ごとの取組
感染症法／医療法（厚生労働省）	根拠法（省庁）	新型インフルエンザ等対策特別措置法（内閣感染症危機管理統括庁）
・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 ・医療計画作成指針 等	参考とする国の指針・計画等	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
令和6年3月	直近の改定時期	平成25年11月
感染症全般	対象とする感染症	新型インフルエンザ等感染症など※（おおむね新興感染症）
三重県感染症対策連携協議会	有識者会議	三重県感染症対策連携協議会 ※新興感染症の発生・まん延に伴う経済等への影響・対策に関する事項等が含まれていることに鑑み、関係する有識者に三重県感染症対策連携協議会へオブザーバーとして参加していただくことを想定
「感染症予防計画」と「医療計画（新興感染症の発生・まん延時における医療）」を一体的に策定	備考	

- ▶ 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定にあたっては、令和5年度に改定した**現行の「三重県感染症予防計画」とも整合性を図りつつ策定する必要**がある。

※特措法第2条第1号に定める感染症であり、具体的には、感染症法第6条における①新型インフルエンザ等感染症 ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）を指す。

県行動計画の策定に係る議論の場について

- 特措法第7条第3項において、都道府県が都道府県行動計画を作成（変更）しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。
- 本県においては、昨年度実施した「三重県感染症予防計画」の改定に係る議論の状況を踏まえ、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画についても、「三重県感染症対策連携協議会」において、改定に係る議論を行うこととしたい。
- また、県行動計画においては、医療・保健に関する内容のほかにも、県民生活および県民経済の安定の確保に関する事項など、幅広い内容の記載が求められることから、新型コロナウイルス感染症への対応時における取組の経緯を踏まえ、以下の2名をオブザーバーとして「三重県感染症対策連携協議会」に招致いたしたい。

- 三重県商工会議所連合会 専務理事 喜多 正幸 様
- 三重県商工会連合会 事務局長 井野 和正 様

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定について
2. 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
3. **次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の方向性について**



次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の方向性について

次期県行動計画の方向性について

- ▶ 本県においても、新たな政府行動計画の内容をもとに、「**三重県新型インフルエンザ等対策行動計画**」の全面的な改定を行う。
- ▶ 具体的には、「**感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護すること**」と「**県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする**」ことを目的に、新型コロナウイルス感染症の経験や「**三重県感染症予防計画**」に記載した新興感染症に係る医療提供体制等に関する記載内容を踏まえつつ、**新型インフルエンザ等に対する平時および有事における必要な対策や取組の整理**を行う。
- ▶ また、必要な対策や取組については、政府行動計画との整合を図る観点から、政府行動計画と同様に、**対策項目を6から13に拡充し、内容の充実を図る**。

※ 詳細は別添資料 3 - 2 をご確認ください。

3つの時間軸で整理

- ・準備期：感染症の発生前（平時）
- ・初動期：新型インフルエンザ等の発生～感染症法上の位置づけ・政府対策本部の設置・基本的対処方針の策定
〔国内等にて新型インフルエンザ等に位置付けられる
可能性がある感染症が発生した段階〕
- ・対応期：初動期以降
 - ① 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ② 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

13の対策項目

※赤字は新規項目

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ **水際対策**
- ⑥ まん延防止
- ⑦ **ワクチン**
- ⑧ 医療
- ⑨ **治療薬・治療法**
- ⑩ **検査**
- ⑪ **保健**
- ⑫ **物資**
- ⑬ 国民生活および国民経済の安定の確保

次期県行動計画における「みえコロナガード (Mie Covid-19 Guard)」の取扱いについて

- 本県では、新型コロナウイルス感染症対応において、みえコロナガード（以下、「MCG）」として4つの柱を設け、対策を実施してきたところ（令和3年10月～）。
- 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するにあたり、新型インフルエンザ等の発生・まん延時においても、県の取組を県民へわかりやすく伝える観点から、以下のとおり内容を見直しのうえ、県行動計画に記載していくこととしたい。



見直しポイント

- 時期により注力すべき対策が大きく変化する。
→具体的な対策項目をあらかじめ定めることはせず、新型インフルエンザ等の特性や「基本的対処方針」等をもとに、県内の発生状況に応じて**県がその時点で重点的に取り組む内容を取りまとめ、具体的な取組とともに広く発信する運用とする**
→発生当初から展開可能な**よりメリハリが利いた機動性の高い施策へと見直し**

※イメージ



ご協議いただきたい事項

- 事務局案として提示した次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の方向性、骨子案、および見直しのポイントについて、充実すべき記載内容等について、ご意見・ご協議いただきたい。

次回以降の協議事項について

- 次回以降については、本日いただいたご意見等をふまえて作成する次期三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の中間案（第2回）、最終案（第3回）等について、ご協議いただくこととしたい。